

学校法人杉野学園における不正な取引に関与した業者への措置等対応基準

[平成19年11月1日 理事長裁定]

(基本方針)

第1条 学校法人杉野学園（以下「学園」という。）は、物品調達等すべての契約に関し、学園所属の教職員との間で不正な取引に関与したことが判明した納入等業者に対しては、厳正な措置を速やかに講ずる。

(措置の内容等)

第2条 措置の内容は、以下のとおりとする。

- 1 当該業者に対しては、その関与した不正の態様に応じ、一定期間学園との取引を停止する。
- 2 当該業者名及び取引停止期間等措置の内容並びに関与した不正取引の概要を、学園のホームページに登載すること等により、外部に公表する。

(措置の決定)

第3条 取引停止の期間等、措置の具体的な内容については、その都度決定する。

(附則)

この基準は、平成19年11月1日から施行する。